【新潟県内の中小企業等事業主の皆様へ】

令和8年度業務改善助成金のご案内

新潟県最低賃金が**令和8年10月1日から時間額1,108円**に改正されます。

業務改善助成金は、

- 事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）が1,108円未満の労働者がいる中小企業等が、
- 事業場内最低賃金を引き上げ、
- 生産性向上に資する設備投資等の事業を行った場合に、

その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

このリーフレットでは、令和８年度の業務改善助成金のポイントをご紹介します。

令和8年度業務改善助成金のポイント



Q1：助成金支給までの流れについて、令和７年度から変更はありますか。

A1：①交付申請 → ②交付決定 → ③設備投資等の事業の実施 → ④事業実績報告 → ⑤交付額確定 → ⑥助成金支給 → ⑦状況報告という流れは同じです。
ただし、賃金引上げ後の申請はできなくなりましたのでご注意ください。詳しくは４ページをご覧ください。





Q2：申請期間や賃金引上げ期間、設備投資等の事業完了期限はいつですか。

A2：申請期間と賃上げ期間は、令和８年９月１日から９月30日、事業完了期限は、令和９年１月31日です。





Q3：令和７年度からの変更による主な注意点は？

A3：助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、対象外となりました。また、賃金引上げの対象労働者は、雇用保険被保険者となりました。そのほか４ページをご覧ください。



令和8年度業務改善助成金のポイント



Q4：令和８年度の助成上限額と助成率を教えてください。

A4：下の表のとおりとなります。



助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
５０円コース	50円以上	１人	３０万円	**４０万円**
		２～３人	４０万円	**７０万円**
		４～５人	７０万円	７０万円
		６～７人	９０万円	９０万円
		８人以上	１１０万円	１１０万円
		10人以上※	１３０万円	１３０万円
７０円コース	70円以上	１人	４０万円	**５０万円**
		２～３人	５０万円	**１００万円**
		４～５人	１３０万円	１３０万円
		６～７人	１８０万円	１８０万円
		８人以上	２３０万円	２３０万円
		10人以上※	３００万円	３００万円
９０円コース	90円以上	１人	９０万円	**１００万円**
		２～３人	１５０万円	**２４０万円**
		４～５人	２７０万円	２７０万円
		６～７人	３６０万円	３６０万円
		８人以上	４５０万円	４５０万円
		10人以上※	６００万円	６００万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前６か月間平均における利益率が前年度と比べ３%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された２つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>
○事業場内最低賃金が1,050円
→助成率3/4
○8人の労働者を1,140円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円
○設備投資などの額は800万円

600万円（＝800万円×3/4）（設備投資費用×助成率） ＞ **450万円**（＝助成上限額）（90円コースの助成上限額）

➡ **450万円**が支給されます。

令和8年度業務改善助成金のポイント



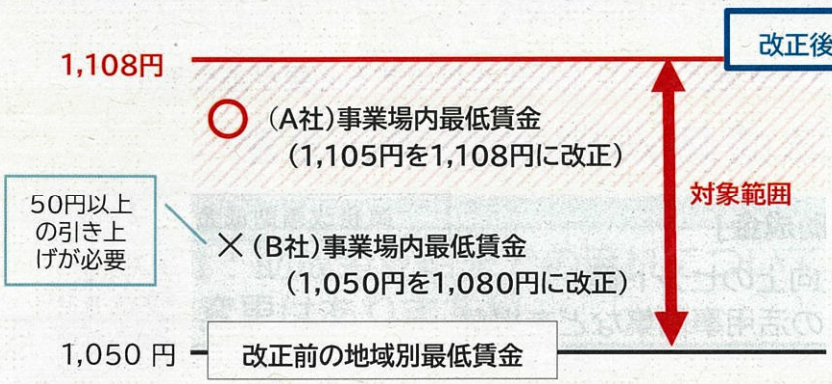
Q5：賃金を引き上げる前の事業場内最低賃金がいくらだとこの助成金を申請できますか。

A5：この助成金を申請するには、賃金を引き上げる前の事業場内最低賃金が、改正後の地域別最低賃金額より低いことが条件です。新潟県の場合は、引き上げ前の事業場内最低賃金が1,050円以上、1,108円未満であれば申請できます。



事業場内最低賃金が令和8年度改正後の地域別最低賃金額未満まで の事業場が対象

【新潟県】 地域別最低賃金が改正前 1,050 円、改正後1,108円



引き上げ前の事業場内最低賃金が1,050円～ 1,107円までの事業場が対象となります！
※ 引き上げ前の事業場内最低賃金が1,108円以上の場合は対象外



Q6：賃金引き上げに当たっての注意点はありますか。

A6：主な注意点は、以下のとおりです。



- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**9月30日（水）（最低賃金発効日の前日）まで**に引き上げていただく必要があります。
- 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

【新潟県】（例）10月1日に新しい地域別最低賃金1,108円が発効するため、同額に引き上げる場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引上げ（1,050円→1,108円）を完了（※）
→ **対象**

発効日の当日（10月１日）以降に事業場内最低賃金の引上げ（1,050円→1,108円）を実施
→ **対象外**

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,108円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給までの流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。

交付申請	交付決定	事業の実施
交付申請書 事業実施計画書、 等を労働局に提出 （※）	交付申請書等を 審査の上、通知	申請内容に沿って 事業を実施 （設備の導入、 代金の支払い）

事業実績報告	交付額確定と助成金支払い	助成金受領
労働局に事業実績報告 書等と助成金支給申請 書を提出	事業実績報告書等を審査し、 適正と認められれば交付額の確定 と助成金の支払いを実施	ここで助成金が 振り込まれます

※助成金受領後６か月後に賃金の支払い状況を確認する状況報告を提出する必要があります。

参考ウェブサイト

- **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
 最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金　検索

- **最低賃金特設サイト**
 全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト　検索

注意事項

- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 同一事業場の申請は年度内1回までです。
- 生産性向上に資する設備投資等の事業か否かは審査において判断します。



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9：00～17：00）

新潟労働局・労働基準監督署・ハローワーク

（R８．９新潟労働局作成）